平成２２年（フ）第１９５号
栃木県宇都宮市川田町1253番地６　フランボワーズＹ105、前住所栃木県鹿沼市千渡949番地１　グリーンパールＢ―101
債務者　宇賀神　徹
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月14日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第６３３号
横浜市鶴見区下末吉４丁目17番16号　岩崎方
債務者　谷口　　和
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１２９号
栃木県塩谷郡高根沢町大字宝積寺2404番地20
債務者　小野ひとみ
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月21日午後４時20分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第１３３号
栃木県芳賀郡益子町大字益子1018番地、前住所埼玉県和光市丸山台２丁目16番６―202号
債務者　大堀　玲子
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月23日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第１６２号
栃木県宇都宮市宝木本町1148番地25　砂川マンション203、前住所栃木県宇都宮市上戸祭３丁目７番７号
債務者　橋本　浩子
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月21日午後４時20分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第１９０号
栃木県芳賀郡市貝町大字市塙1185番地
債務者　遠藤真由美
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月14日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第１９２号
栃木県宇都宮市富士見が丘４丁目27番４号
債務者　八木　康博
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月14日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第１９３号
栃木県宇都宮市上戸祭町2936番地75、前住所栃木県宇都宮市簗瀬４丁目22番11号　コーポラス芳賀208
債務者　小野　　巖
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月14日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第１９６号
栃木県鹿沼市中粕尾1434番地、前住所栃木県鹿沼市御成橋町１丁目2251番地２
債務者　福島　俊子
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月14日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第５９８号
横浜市泉区中田東４丁目２番22号　パルフェリカイースト105号
債務者　町野　直之
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１７号
石川県七尾市田鶴浜町ト部178番地
債務者　杉森千津子
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月25日午後２時
金沢地方裁判所七尾支部

平成２２年（フ）第１４号
石川県七尾市矢田町１号115番地４　若松荘６号
債務者　堀　　淑子
1　決定年月日時　平成22年３月29日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月26日午後１時30分
金沢地方裁判所七尾支部

平成２２年（フ）第２２号
石川県加賀市大聖寺寺町10番地
債務者　西　　義豊
1　決定年月日時　平成22年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月27日午後２時
金沢地方裁判所小松支部

平成２２年（フ）第８９号
青森市大字大野字今井32番地１　小林方
債務者　小林　敏治
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月２日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第９０号
青森市大字大野字今井32番地１　小林方
債務者　小林　逸子
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月２日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係